

## 1 放課後キッズクラブとは

横浜市としての放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して実施する事業です。①全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること、②留守家庭児童を対象に「生活の場」を提供することを目的に実施しています。平成16年度に開始され、令和2年度には本市の全ての小学校に設置されています。

嶮山小学校放課後キッズクラブは、青葉区が選定した法人(NPO 法人:嶮山キッズクラブ)が運営を行っており、平成25年度より活動しています。

※ 令和3年度から、利用区分や利用日、利用時間が変更となりますので、下記をよくご覧いただくと共に、横浜市が作成した保護者の皆さま宛てのお知らせ文(下記参照)や本市ホームページも合わせてご確認くださいませうお願いします。

### ★横浜市からの保護者の皆さまへ★

放課後キッズクラブは、平成16年度から事業を実施していますが、事業を開始した当初から子ども達を取り巻く環境は大きく変わりました。

就労世帯が増えているだけでなく、時短勤務やテレワークの実施等といった保護者の皆さまの働き方の変化や、塾や習い事等の選択肢が増えるなど、子ども達の放課後の過ごした方も変化しています。

そこで、横浜市では、全ての児童が共に遊べるという放課後キッズクラブの良さを残しながら、様々な変化や保護者の皆様のニーズ等にも柔軟に対応していけるよう、令和4年度を目標に、全ての児童の「遊びの場」と留守家庭等児童ための「生活の場」の役割を明確にすることで、放課後を一層充実させていこうと、キッズクラブのあり方を検討してきました。

検討にあたり、これまでに実施してきた調査や利用者の皆様・クラブの運営法人を対象としたアンケートを基に、外部の有識者の方々からのご意見等を伺いながら進めてまいりました。

今回、見直しに向けた検討の途中ではありますが、現在のコロナ禍において利用区分1の全面再開の目途が立たない中、3密を防ぎながら子ども達に対して、安全安心な放課後の居場所をしっかりと提供していくために、新区分の導入と利用日・利用時間等を変更することを令和3年4月から前倒して実施することとしました。

#### <横浜市「放課後キッズクラブ事業の見直しについて」ホームページ>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/hokagokids/minaoshi.html>

(横浜市トップページ >暮らし・総合 >子育て・教育>放課後児童育成

> 放課後キッズクラブ > 放課後キッズクラブの質の向上に向けた事業の見直しについて)



## 2 運営法人嶮山キッズクラブについて

子どもたちが遊びを通して、社会性、自主性、想像力を育て、安全で快適に過ごすことができる放課後の居場所を作るための準備活動を行います。

また、保護者の就労、家庭事情に応じ、子どもたちが安心して放課後や学校の長期休暇などを過ごせる居場所を提供します。

1年生から6年生まで幅広い年齢層の子どもたちと交流を図りスタッフ一同温かく見守っていきます。

## 3 嶮山小学校放課後キッズクラブの活動について

キッズクラブでは、希望者に書道教室(日本習字に登録、昇級、昇段あり)や編み物教室など子どもたちの感性を伸ばすプログラムを用意しています。

例年は、かるた会、節分、ひな祭り、七夕、夏祭り、天体観測会、クリスマス会など、季節に応じ地域の皆さんと連携した教室(囲碁・将棋、フラワーアレンジメント、グラウンドゴルフ)を行っていました。

その他、ドッジボール教室も行い、横浜市の大会に参加していました。

※現在コロナウイルス感染拡大防止のため、多くのイベントをお休みしております。



## 4 放課後キッズクラブの開所日について

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、その他(入学式、卒業式、運動会、引き取り訓練など)を除き、原則として開所となります。

ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります(詳しくは、P3参照)。

## 5 放課後キッズクラブの利用区分について

利用にあたっては、遊び場利用を目的とした「わくわく」区分と、それに加えて留守家庭児童等の遊び及び生活の場を目的とした「すくすく」区分があります。

また、「すくすく」区分には、午後5時まで利用の「すくすく(ゆうやけ)」と午後7時まで利用の「すくすく(ほしぞら)」があります。

それぞれの利用区分の違いの概要は、次の表のとおりです。利用目的に沿って区分を選択してくださいませようお願いします。

※令和3年度から、利用区分の名称が変更となりました。令和2年度までの利用区分との対比をわかりやすくするため、カッコ【】内の表記を併用させていただきます。

利用区分	わくわく【区分1】		すくすく【区分2】	
			ゆうやけ【A】	ほしぞら【B】
利用目的	遊びの場		遊びの場＋生活の場	
登録条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該小学校又は当該義務教育学校前期課程（以下「当該小学校等」という。）に通学している児童であること。</li> <li>当該小学校区又は当該義務教育学校区（以下「当該小学校区等」という。）に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。</li> </ul>			
	—		留守家庭児童等(注)であること	
利用時間	平日	放課後から <u>午後4時まで</u>	放課後から <u>午後5時まで</u>	放課後から <u>午後7時まで</u>
	土曜日	なし ※プログラムのある日のプログラム参加は可能です。	午前8時30分～ <u>午後5時まで</u>	午前8時30分～ <u>午後7時まで</u>
	学校	午前8時30分～12時 午後1時～4時		
	休業日	※午前・午後のどちらかで2時間程度の利用ができます。		
登録料	<u>年額200円（保険加入料とあわせてお持ちください）</u>			
利用料	無料 ※スポット利用は800円＋おやつ代(一回100円) (P4参照)	<u>月額2,000円＋おやつ代(一回100円)</u>		<u>月額5,000円＋おやつ代(一回100円)</u>
		※延長料(午後7時まで)は400円/回		
<u>減免あり（詳しくはP7を参照）</u>				
保険加入料	年額800円必須（詳しくはP8を参照）			
定員	なし		あり	
利用申込に必要な書類	利用申込書		<ul style="list-style-type: none"> <li>利用申込書</li> <li>留守家庭児童等であることの証明書(P10参照)</li> </ul>	
	※利用区分に関わらず、 <u>食物アレルギーのある児童は、学校生活管理指導表(写し)の提出が必要です。</u>			

(注)留守家庭児童等とは、保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

## 6 わくわく【区分1】の利用について

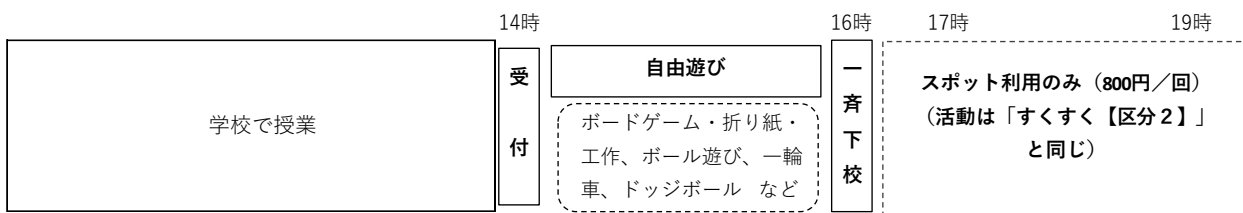
### (1) 利用時間

平日	放課後～午後4時（午後4時以降はスポット利用となります。 (3)利用料金について をご参照ください。)
学校休業日※	午前8時30分～12時、午後1時～4時 ※どちらかの時間帯で最大2時間程度

※土曜日はスポット利用や、プログラムのある日でプログラムに参加する場合のみ利用できます。

### (2) 一日の活動スケジュール（標準例）

#### <平日（学校のある日）>

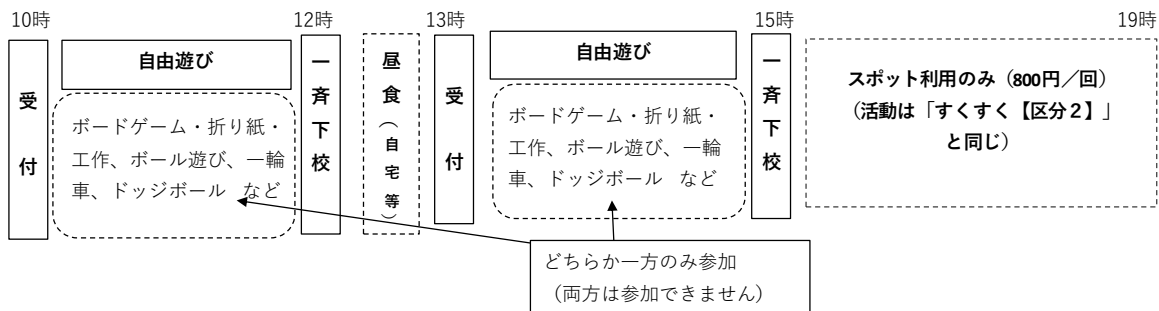


★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

#### <学校休業日（土曜日除く）>

##### <学校休業日（土曜日除く）>



★利用方法は、学校がある日と同じです。

★わくわく【区分1】のお子さんは、午前または午後の時間帯のどちらかの時間帯に参加します（両方は参加できません）。

★わくわく区分のお子さんは、スポット利用の場合を除き、**キッズクラブ内では昼食を食べられません。**

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動スケジュールや内容は異なる場合があります。

### (3) 利用料金について

わくわく【区分1】は**無料**です。※ただし、保険加入、登録料は必須です（詳しくはP8を参照）。

#### スポット利用について

スポット利用とは、わくわく【区分1】のお子さんで、保護者の一時的な用事により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、お子さんを留守家庭児童として午後7時まで受入れる制度です。すくすく【区分2】の定員に空きがある場合のみ利用できます。スポット利用には、**あらかじめのお申込みが必要**で、1回あたり800円の利用料とおやつ代（実費）がかかります。スポット利用の場合、午後5時【11月～1月は4時半】までは保護者のお迎えは不要ですが、それ以降はお迎えが必要となります。

#### (4) プログラム参加の場合（午後4時を越える場合）

放課後キッズクラブでは、子どもたちの活動を充実させるために、プログラムを実施しています。わくわく【区分1】のお子さんが午後4時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになりますので、お子さんと下校時刻について確認しておくようにしてください。

※ プログラム参加には、材料費等の実費がかかる場合があります。今後、プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズだより等でお知らせしていきます。

※ スポット利用の場合には、プログラム終了後、引き続き放課後キッズクラブでお子さんをお預かりします。

#### (5) 非常時における利用制限について

警報発表時（P21 参照）や夏休み中の猛暑が予想される時、新型コロナウイルス感染症の影響がある場合等、児童の安全な遊び場が確保できない状況においては、わくわく【区分1】の利用を制限させていただきます。

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、お知らせさせていただきます。



## 7 すくすく【区分2A・B】の利用について

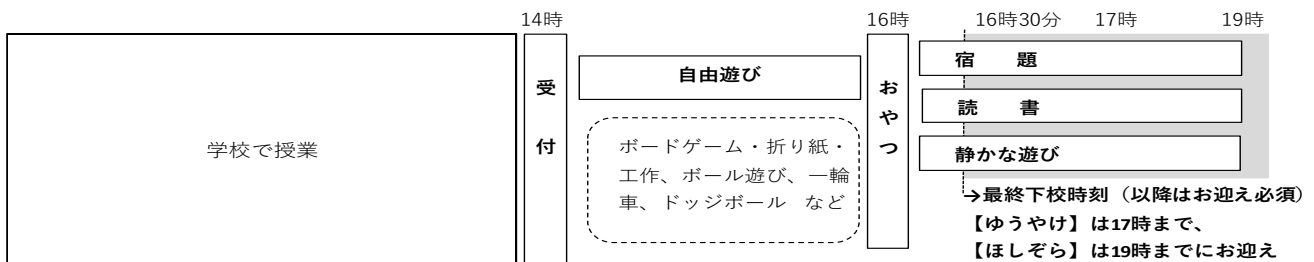
### (1) 利用時間

	すくすく (ゆうやけ) 【区分2A】※	すくすく (ほしぞら) 【区分2B】
平日	放課後～午後5時	放課後～午後7時
土曜日	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後7時
学校休業日		

※すくすく (ゆうやけ) 【区分2A】は延長料 (400円/回) を支払うことで、午後5時以降も、午後7時まで利用することができます。

### (2) 一日の活動スケジュール (標準例)

#### <平日 (学校がある日)>



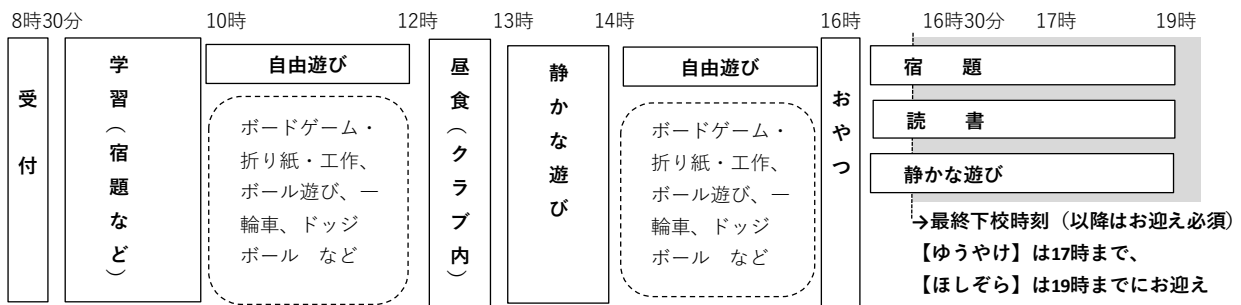
★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

★16時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動を行います。

★キッズクラブが設定する最終下校時刻 (季節によって異なる) を過ぎたら、保護者のお迎えが必要となります。

#### <学校休業日 (土曜日含む)>



★利用方法は学校がある日と同じですが、1日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動します。

**※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動のスケジュールや内容は異なる場合があります。**

### (3) 利用料金について

	すくすく (ゆうやけ) 【区分2A】	すくすく (ほしぞら) 【区分B】
利用料金 (月額)	2,000円	5,000円
延長料金 (午後7時まで)	1回あたり400円	—

※利用料金とは別に保険の加入が必要です (詳しくはP. 8を参照)

※すくすく【区分2】の利用料はその月の利用がなくても、利用料が発生します。

※おやつ代として実費相当額(100円)がかかります。おやつ提供は17時以降のため(ほしぞら)のみとなります。

※プログラムに参加する場合には、利用料金とは別に材料費等の実費がかかる場合があります。

今後、プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズだより等でお知らせしていきます。

※すくすく【区分2A・B】の利用料には減免制度があります (詳しくはP.7参照)。

## <すくすく【区分2A・B】の利用料減免制度について>

生活保護世帯又は市民税所得割非課税世帯については、すくすく【区分2A・B】の月額利用料が次のとおり減免されます。減免制度対象の世帯で、減免を受けようとする場合は、利用申込書と合わせて、<表2>の書類を放課後キッズクラブに提出してください。

<表1>すくすく【区分2A・B】 減免適用後の利用料金（月額）

	すくすく（ゆうやけ） 【区分2A】	すくすく（ほしぞら） 【区分2B】
利用料金（減免適用前）	2,000円	5,000円
<b>減免適用後</b>	<b>0円</b>	<b>2,500円</b>

※ 月額利用料金以外（おやつ代、プログラムの材料費などの実費、すくすく（ゆうやけ）【区分2A】の延長料金（400円/回）、保険料）は、減免の適用はありません。

<表2> すくすく【区分2A・B】減免利用申請に必要な書類

世帯の状況	提出が必要な書類
生活保護世帯	<u>保護証明書【原本】又は生活保護費支給証【写し】</u> ※保護証明書は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。（無料）
市民税所得割非課税世帯	次のいずれかの書類 ① <u>市民税・県民税課税（非課税）証明書【原本】</u> ※区役所税務課で取得することができます（1件につき300円がかかります）。 ② <u>市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】</u> ※区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。 ③ <u>給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】</u> ※勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。 ★利用料の減免を受けようとする月によって、必要な各種証明書の年度が異なります。詳細は嶮山小学校放課後キッズクラブまでお問い合わせください。

○寡婦（夫）控除とみなした場合に市民税所得割非課税となる世帯※の対応については、別途、こども青少年局にお問合せください。電話：045-671-4068

※寡婦（夫）控除とみなした場合に市民税所得割非課税となる世帯は、①～③のすべてに当てはまる方です。

- ①一度も結婚したことがない、
- ②0～19歳のお子さんがある
- ③収入が少ない

## 8 保険への加入について

放課後キッズクラブでは、利用いただく皆様に、万一の怪我や事故の賠償責任に備えて、保険にご加入いただくとともに、保険の掛金（お子さん1人につき年額800円）を負担していただきます。この保険は嶮山小学校キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人嶮山キッズクラブが加入するものです。放課後キッズクラブの利用申込み手続きの際に、保険の掛金をお支払いください。

なお、保険の掛金は年間掛金を適用しているため、一度納入された掛金は、返金することができません。また、「スポーツ安全保険に関するQ&A（P24）」も、あわせてご一読ください。

以下の内容は令和2年度の内容となります。令和3年度の内容については、内容がわかり次第お知らせします。

### 【スポーツ安全保険とは】

「①傷害保険」「②賠償責任保険」「③突然死葬祭費用」の3つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中に発生した事故等による事故を補償する制度です。

- ① 児童が怪我による死亡、後遺障害、入院、通院を補償（「熱中症」および「細菌性・ウィルス性食中毒」も対象となります。）
- ② 児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります（事業者・支援員が児童に対して行う指導・業務上の過失などは関係しません）。
- ③ 突然死（急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患等を死因とした死亡）に際して、親族が負担した葬祭費用を補償

#### （1）スポーツ安全保険の掛金

お子さん1人につき年額800円

#### （2）補償内容

	内容	保険金額・支払限度額*
傷害 保険	通院（1日目から30日限度）	1,500円/日
	入院（1日目から180日限度）	4,000円/日
	死亡	2,000万円
	後遺障害	80万円～3,000万円
賠償 責任	対人・対物賠償合算 （ただし、対人賠償）	支払限度額 1事故 5億円 支払限度額 1名 1億円
	突然死葬祭費用	支払限度額 180万円

※傷害保険は、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

#### （3）対象となる事故の範囲

- ① 放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故
- ② 放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）

#### （4）支払方法

支払いはスポーツ安全保険の掛金年額800円と登録料年額200円をあわせて1000円を4月20日までに保護者の方がキッズクラブ事務室までお持ちください。



(5) その他

- 利用申込みの際に提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。
- 市内で転校し、転校前にスポーツ安全保険の掛金をお支払いいただいている場合で、転校先のキッズクラブの保険もスポーツ安全保険の場合は、新たにスポーツ安全保険の掛金をお支払いいただく必要はありません。ただし、転校先のキッズクラブまたは運営法人にご連絡をお願いします。転入先のキッズクラブまたは運営法人から所定のフォームにてスポーツ安全協会に提出します。
- 事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。



## 9 利用申込みについて

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位（4/1～3/31）で行います。年度当初から利用を希望する場合は以下の締切日までに、必要書類を放課後キッズクラブにご提出ください。

年度途中から利用する場合は、利用希望月の前月末日までに必要書類を提出してください。

	利用登録に必要なもの	在校生	新1年生（4月1日から利用する場合）	新1年生（4月6日から利用する場合）
わくわく【区分1】	・利用申込書 ・保険料＋登録料（1000円）	令和3年 3月 末日	令和3年 3月 末日	令和3年 4月 20日
すくすく【区分2A・B】	・利用申込書 ・保険料＋登録料（1000円） ・留守家庭児童等を証明する書類	令和3年 3月 末日	令和3年 3月 末日	令和3年 4月 20日

※わくわく【区分1】の新1年生は、スポット利用の場合を除き、給食開始日から利用可能となります。

（詳しくはP11参照）。

※新1年生は利用開始後に利用申し込み書類を提出することも可能です。その場合には、事前に口頭または電話で利用する旨をお伝えください。

＜留守家庭児童等を証明する書類＞

すくすく【区分2A・B】の登録の場合には、お子さんと同居するすべての保護者について、次の書類のいずれかが必要になります。証明書等をご提出いただけない場合は、すくすく【区分2A・B】への登録はできません。

※保護者とは、そのお子さんの父母又は父母に代わって養育している者のことをいいます。

※兄弟姉妹等、2人以上がすくすく【区分2A・B】に登録する場合、留守家庭児童等を証明する書類は1部で差し支えありません（利用申込書はお子さん1人につき1部必要です）。

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	<u>就労（予定）証明書</u>
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	<u>自営業従事者等申告書</u>
病気の方 看護・介護中の方	<u>病気・障害等申告書</u> ※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。
障害のある方	<u>病気・障害等申告書</u> ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	<u>求職活動申告書</u>
在学中（中学生、高校生除く）	<u>学生証の写し又は在学証明書</u>
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	<u>罹災証明書</u> ※ ※地震による家屋損壊・区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災・消防署で発行しています。

【新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について】

新型コロナウイルス感染拡大防止にあたり、放課後キッズクラブでは、横浜市が策定する「横浜市放課後児童健全育成事業所のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき安全対策を図りながら運営をしています。

また、令和2年度においては、密を避けるため、横浜市の指示に基づき、遊び場利用である利用区分1については、利用時間や利用日を一部制限して実施しています。

現在もまだ感染拡大が終息しない状況であることから、令和3年度においても、横浜市の指示に基づき、わくわく【区分1】の利用については、引き続き利用時間や利用日を制限させていただく可能性があります。

あらかじめご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

## 10 利用の決定について

原則、利用申込書に記載した利用開始希望日から利用することができます。

ご提出いただいた利用申込書の記入内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、すすく【区分2A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブから事前にご連絡させていただきます。

## 11 新1年生の利用開始について

新1年生の利用開始日は、登録する区分によって異なります。

＜わくわく【区分1】＞

学校生活への影響を考慮し、利用開始は給食開始日からとなります。

ただし、スポット利用（利用料800円+おやつ代）の場合は、4月1日から利用することができます。

＜すすく【区分2A・B】＞

4月1日から利用することができます。

【新1年生の利用にあたっての注意事項】

利用区分にかかわらず、新1年生が4月1日から4月5日までの間に利用する場合は、次の点にご協力いただきますようお願いいたします。

- ① 利用にあたっては、必ず保護者の責任で送迎を行ってください。
- ② お子さんの状況を把握するため、事前に放課後キッズクラブ職員と面談をさせていただく場合があります。

## 12 利用区分の変更について

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、利用変更届を提出してください。

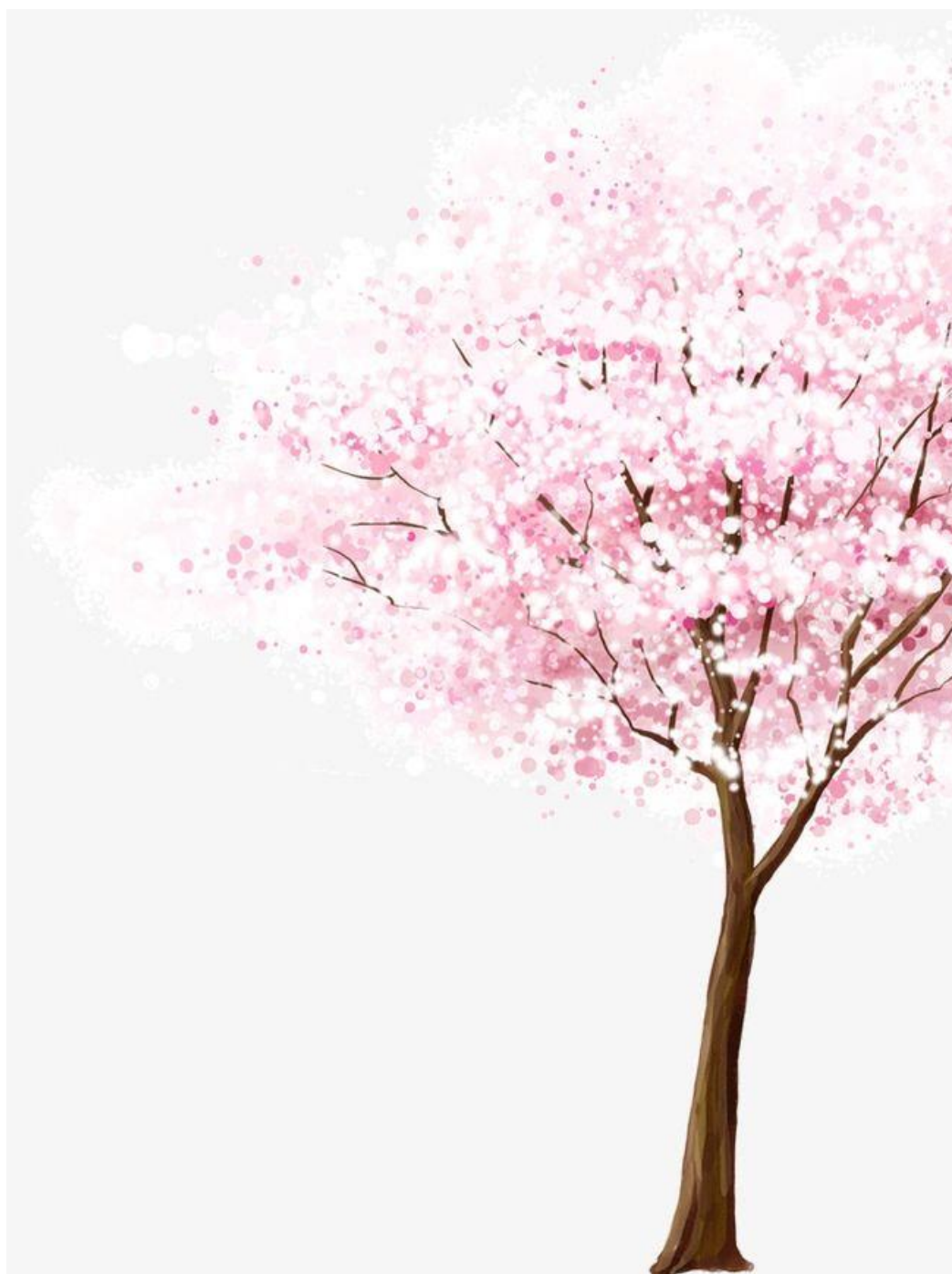
月途中での利用区分の変更は原則できません。利用変更届は、原則、変更希望月の前月末日までに提出してください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いいたします。

＜留守家庭児童等を証明する書類の提出について＞

- 年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすすく区分（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類（P.10参照）の提出が必要になります。
- すすく【区分2A・B】内の変更（ゆうやけ【区分2A】⇔ほしぞら【区分2B】）は、留守家庭児童等を証する書類の再提出は不要です。
- 勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、改めて留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要となります。

キッズクラブへの登録が済んだら、利用開始日に向けての準備をお願いします。次ページ以降の利用方法等をご確認のうえ、安全・安心なキッズクラブのご利用となるよう、保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズだより』により行います。『キッズだより』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

(1) 発行日と配付方法

『キッズだより』は1～2ヶ月に1回、月末に発行し、学校を通じてご家庭に配付します。

なお、夏休みや冬休み等の長期休業中の利用方法のお知らせ等、大切なお知らせをする場合、学校の担任の先生を通じて、全校児童に『キッズだより』を配付することもあります。

(2) 『キッズだより』の内容

① 翌月の予定

放課後キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。

放課後キッズクラブのプログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」があります。これらプログラムの内容、参加料、申込締切日、申込方法等をお知らせします。

保護者会や親子参加型プログラム、防災・避難訓練等のお知らせもします。

② 活動の様子

放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。

写真付の分かりやすい内容でお知らせしますので、お子さんと一緒にお楽しみください。

③ お知らせとお願い

放課後キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載します。

～『キッズだより』への写真掲載について～

『キッズだより』では、子どもたちの活動の様子を写真入りで掲載します。『キッズだより』は、放課後キッズクラブの紹介のため、学校外の方へお渡しすることもあります。

写真掲載を希望されない場合は、放課後キッズクラブへお知らせください。

## 14 『出席希望表』の提出について

お子さんの利用予定をあらかじめ把握するため、毎月出席希望表の提出をお願いしています。  
キッズだよりに記載されている翌月の予定表をご確認いただいたうえで、前月20日までに翌月分の利用予定表を提出してください。

出席希望表は「キッズだより」と一緒にお子さんを通じて配付します。

＜出席希望表の記入方法＞ ※次のページにある出席希望表のイメージと合わせて確認してください。

- ① お子さんの利用区分にマルを付け、学年・組・お子さんの氏名を記入します。
- ② 利用を希望する日に、帰宅時間・帰宅方法・備考（③参照）を記入し、希望しない日には×を付けてください。
- ③ 「わくわく【区分1】」のお子さんで、スポット利用を希望する日は、備考欄に記入します。  
また、「すくすく（ゆうやけ）【区分2A】」のお子さんで、午後7時までの延長を希望する場合も備考欄に記入してください。  
教室（書道教室・編み物教室など）に参加する場合は、その旨を備考欄にご記入ください。
- ④ 出席希望表は「キッズクラブ提出用」と「家庭保管用」の二つを作成し、どちらも同じ予定が記入されていることを確認します。  
※提出は、保護者の方、お子さんのどちらでも構いませんが、お子さんから提出していただいた場合、保護者の方への受領確認の連絡は行いません。  
※事前申込みが必要なプログラムについては、キッズだよりで別途お知らせします。

## 嶮山小学校放課後キッズクラブ

TEL・FAX 045-904-1912

利用区分(○を付けてください)

2021年度 **4月出席希望表**  
(家庭保管用)

わくわく【区分1】・ゆうやけ【区分2A】・ほしぞら【区分2B】

**学年 氏名**

<p style="text-align: center;"><b>【重要】</b></p> <p>今年度より、キッズクラブの利用制度が大幅に変更されました。各区分の利用可能時間は右図のようになります。詳細は、「放課後キッズクラブ入会のしおり 令和3年度版」をご参照ください。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"><b>※×切は毎月、前月の20日です。</b></p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">利用区分</th> <th style="width: 33%;">わくわく【区分1】</th> <th colspan="2" style="width: 66%;">すくすく【区分2】</th> </tr> <tr> <th></th> <th style="width: 33%;">ゆうやけ【A】</th> <th style="width: 33%;">ほしぞら【B】</th> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">平日</td> <td>放課後から午後4時まで</td> <td>放課後から午後5時まで</td> <td>放課後から午後7時まで</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">土曜日</td> <td colspan="3">なし ※プログラムのある日のプログラム参加は可</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">学校休業日</td> <td>午前8時30分～12時 午後1時～4時</td> <td>午前8時30分～午後5時まで</td> <td>午前8時30分～午後7時まで</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">利用時間</td> <td colspan="3">※午前・午後のどちらかで2時間程度の利用ができます。</td> </tr> </table>	利用区分	わくわく【区分1】	すくすく【区分2】			ゆうやけ【A】	ほしぞら【B】	平日	放課後から午後4時まで	放課後から午後5時まで	放課後から午後7時まで	土曜日	なし ※プログラムのある日のプログラム参加は可			学校休業日	午前8時30分～12時 午後1時～4時	午前8時30分～午後5時まで	午前8時30分～午後7時まで	利用時間	※午前・午後のどちらかで2時間程度の利用ができます。		
利用区分	わくわく【区分1】		すくすく【区分2】																					
		ゆうやけ【A】	ほしぞら【B】																					
平日	放課後から午後4時まで	放課後から午後5時まで	放課後から午後7時まで																					
土曜日	なし ※プログラムのある日のプログラム参加は可																							
学校休業日	午前8時30分～12時 午後1時～4時	午前8時30分～午後5時まで	午前8時30分～午後7時まで																					
利用時間	※午前・午後のどちらかで2時間程度の利用ができます。																							

曜日	月	火	水	木	金	土
日付	記入例	記入例				
帰宅時間	16:00	X	※出席したい日の帰宅時間と帰宅方法をご記入ください。 ※予定が変更になる場合は参加カードでお知らせください。 ※欠席する予定の日は×印をつけてください。			
帰宅方法	一人・迎え					
備考	書道教室参加 スポット利用希望					
日付					4月1日	4月2日
帰宅時間	:	:	:	:	:	:
帰宅方法	一人・迎え	一人・迎え	一人・迎え	一人・迎え	一人・迎え	一人・迎え
備考						
日付	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日	4月8日	4月9日
帰宅時間	:	:	:	:	:	:
帰宅方法	一人・迎え	一人・迎え	一人・迎え	一人・迎え	一人・迎え	一人・迎え
備考		入学式・始業式				
日付	4月11日	4月12日	4月13日	4月14日	4月15日	4月16日
帰宅時間	:	:	:	:	:	:
帰宅方法	一人・迎え	一人・迎え	一人・迎え	一人・迎え	一人・迎え	一人・迎え
備考						春分の日
日付	4月18日	4月19日	4月20日	4月21日	4月22日	4月23日
帰宅時間	:	:	:	:	:	:
帰宅方法	一人・迎え	一人・迎え	一人・迎え	一人・迎え	一人・迎え	一人・迎え
備考						
日付	4月25日	4月26日	4月27日	4月28日	4月29日	4月30日
帰宅時間	:	:	:	:	:	:
帰宅方法	一人・迎え	一人・迎え	一人・迎え	一人・迎え	一人・迎え	一人・迎え
備考					昭和の日	

15 『キッズクラブ参加カード』の提出について

『出席希望表』でお子さんの利用予定を確認し、『キッズクラブ参加カード』でその日に実際に利用する(した)かどうかを確認します。毎日、登校前にお子さんに「今日、キッズに行くかどうか」を確認し、利用する場合には『キッズクラブ参加カード』に、保護者の方が必要事項を記入の上、お子さんに持たせ、放課後キッズクラブにご提出ください。

なお、『キッズクラブ参加カード』は、『キッズだより』と一緒に、学校を通じてお子さんを通じて配付します。

＜キッズクラブ参加カードの記入方法＞ ※利用カードのイメージと合わせてご確認ください。

- ① お子さんの利用区分を記入し、学年・組・お子さんの氏名を記入します。
- ② 利用予定表で利用予定を確認し、**必要事項**（「下校時間」・「お迎えの有無」・「保護者印（署名も可）」・「体温」）を記入して、お子さんに持たせてください。放課後キッズクラブに来たら、「利用カード」を職員に渡すようにしてください。放課後キッズクラブで利用の印を押します（それが「利用確認」になります）。

＜利用カードのイメージ＞

4月キッズクラブ参加カード 嶮山小学校放課後キッズクラブ TEL : 045-904-1912

年 組 氏名 利用区分

平熱を教えてください

℃

日	曜日	キッズを出る時間 (帰りの)	迎え	印	受け入れ時間	確認印	体温(℃)	連絡事項
1	木	時 分			8:30~19:00 予約			
2	金	時 分			8:30~19:00 予約			
3	土	時 分			8:30~19:00 予約			
4	日	時 分			お休み			
5	月	時 分			8:30~19:00 予約			
6	火	時 分			8:30~19:00 予約			
7	水	時 分			入学式・始業式			
8	木	時 分			授業終了後~19:00			
9	金	時 分			授業終了後~19:00			
10	土	時 分			8:30~19:00 予約			
11	日	時 分			授業終了後~19:00			
12	月	時 分			授業終了後~19:00 給食開始日			
13	火	時 分			授業終了後~19:00			
14	水	時 分			授業終了後~19:00			
15	木	時 分			授業終了後~19:00			
16	金	時 分			授業終了後~19:00			



### <利用日にお子さんがキッズクラブ参加カードを忘れた場合>

- ・出席希望表の記載があったとしても（又は記載の有無にかかわらず）キッズクラブから利用の確認するため、保護者の方に連絡をします。
- ・保護者の方の利用確認が取れるまでは、わくわく【区分1】においては午後4時まで、すすく【区分2A】においては午後5時までお子さんをキッズクラブに留め置きます。
- ・なお、すすく（ゆうやけ）【区分2A】のお子さんが午後5時を越えて留め置きとなった場合には、延長料として400円/回がかかります。
- ・キッズクラブ参加カードがなく、かつ出席希望表の利用予定日にもなっていない場合はキッズクラブを利用できません。お子さんはそのまま下校することになりますので、ご注意ください。

### <予定外の利用の場合（「利用予定表」での申込みがなく、急きょ利用したい場合）>

- ・わくわく【区分1】（スポット利用除く）においては、利用カードの必要事項と共に連絡事項欄に「急な利用である旨」を記入してください。「利用カード」で保護者印（又は署名）が確認できる場合は、保護者の方からの電話連絡は不要とします。
- ・すすく区分【区分2A・B】や、わくわく【区分1】のスポット利用の場合においては、おやつの準備等があるため、原則として前日の午後7時までにキッズクラブに電話連絡をお願いします。利用当日は「キッズクラブ参加カード」に必要事項および連絡事項欄「連絡をした日」を記入いただき、お子さんに持たせてください。

### <利用を取りやめる場合>

当日の午後2時30分頃までに、キッズクラブへ利用取りやめの電話連絡をお願いします。  
なお、午前中は留守番電話に設定していますので、留守番電話への録音をお願いします。

【利用にあたっての保護者の方へのお願い】

- ・お子さんの安全確認の観点から、出席希望表に記載された日の利用が原則です。
- ・利用カードの忘れや急な利用、急な取りやめ等は、スタッフがその対応に追われることで、キッズクラブを利用する子どもたちの活動に支障が出る可能性があります。また、保護者のなりすまし等、防犯上の観点からも、極力お控えくださいますようお願いいたします。
- ・急な利用・急な取りやめなど、予定と異なる利用をする場合には、必ずキッズクラブに電話連絡するようにお願いします。学校や担任の先生への電話連絡や連絡帳などの連絡はしないでください。

## 16 利用当日の流れについて

### (1) 授業終了後からキッズルームへ行くまで

- ① 各学級での帰りの会が終わったら、上履きのままキッズクラブに行きます。キッズクラブは2階視聴覚室の隣です。
- ② 上履きを脱いで、上履き入れに入れたら、キッズルームでは、キッズクラブ参加カードをキッズクラブのスタッフに渡して受け付けをします。
- ③ ランドセルをロッカーに入れて、スタッフの指示に従って、活動を開始します。

### (2) 持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日（学校がある日）」と「学校がお休みの日」によって異なります。持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。季節に応じた持ち物等は、随時『キッズだより』等でお伝えします。

※教室に忘れ物をしてしまっても、キッズクラブに来たら教室には戻れません。

＜キッズクラブを利用するのに必要な持ち物＞ **※持ち物には必ず記名してください！！**

- ・キッズクラブ参加カード（「下校時間」「お迎えの有無」「保護者印 又は 署名」「体温」の記入すること）
- ・水筒（普段学校に持っていく中身と同じものにしてください）
- ・上履き
- ・ハンカチ、ティッシュ

＜キッズクラブで1日過ごす場合に必要な持ち物（学校がお休みの日）の持ち物＞

※すすく【区分2A・B】・わくわく【区分1】スポット利用が対象

- ・上記の持ち物に加えて、以下の物が必要な場合があります。
- ・お弁当（午後まで利用する場合のみ必要。夏休みはお弁当の中身が傷まないよう、保冷剤等を入れ、工夫をお願いします。）
- ・着替え（校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします。）

＜キッズクラブに持ってきてはいけないもの＞

- ・学校に持って来てはいけないものと同様（ゲーム機、玩具、携帯電話等）

### (3) 帰り方

キッズクラブからの帰り方は、お子さんが一人で帰る場合とお迎えの場合があります。なお、お子さんが一人で帰る場合には、お子さんの安全面を考慮し遅くとも午後5時（11月～1月は4時半）までに下校となります。

#### (ア) ひとり帰りについて

・ひとり帰りは、保護者のお迎えを必要とせず、お子さんだけで帰宅します。下校時刻は切りの良い30分刻みに設定しています。お子さんが一人で帰る場合には、利用者カードに「3時30分」や「4時」のように30分刻みで下校時刻を記入してください。「ひとり帰り」となっていますが、同じ下校時刻の児童が複数いる場合には、安全面を考慮して一斉に下校します。季節によってひとり帰りできる時刻が異なりますのでご注意ください。また、下校時は必ず通学路を使用するようにご家庭でもご指導ください。

・わくわく【区分1】（スポット利用を除く）の場合は、午後4時までには下校となります。

※わくわく【区分1】のお子さんは、午後4時（プログラム参加時は、プログラム終了時間）を越えた場合は、原則としてスポット利用の扱いとなります。

- すくすく【区分2A・B】又はわくわく【区分1】のスポット利用で、ひとり帰り可能時刻を過ぎる場合は、保護者又は代理引取り人のお迎えを必要としています。下表のとおり、季節によりひとり帰り可能時刻が異なりますのでご注意ください。

＜表＞ひとり帰り可能時刻

2～10月	午後5時まで
11～1月	午後4時30分まで

(イ) お迎え

お迎えは、保護者の方又は代理引き取り人の方ができます。お迎え予定時間を『キッズクラブ参加カード』に記入してください。お迎えに来た際は、キッズルームまでお越しください。

- すくすく（ゆうやけ）【区分2A】で、キッズクラブ参加カードに「お迎え」となっている場合、そのお迎えが午後5時を越えたときは、原則として延長利用の扱い（400円/回）となります。

[代理引取り人について]

事前に「放課後キッズクラブ利用申込書」の裏面にある「児童代理引取人届出」欄に代理引取人の氏名等を記入し、事前に放課後キッズクラブに提出しておけば、その方のお迎えが可能です。なお、代理の方がお迎えをする場合は、運転免許証等の身分証明書を提示していただきます。

17 おやつについて

すくすく【区分2B（ほしぞら）】及び17時以降スポット利用をするお子さんには、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

なお、お子さんの食物アレルギーについては、利用区分に関わらず、必ず「放課後キッズクラブ利用申込書」の「Ⅲ 食物アレルギーについて」に記入し、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しを合わせて提出してください。なお学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写）をキッズクラブへ提出してください。また利用申込書の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

また、おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額を保護者の方にご負担いただきます。持ち込みはご遠慮いただいておりますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

## 18 利用料等の支払方法について

### (1) すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】の利用料金等の支払方法

- ① すくすく区分のご家庭には「利用料支払封筒」をお渡しします。
- ② 「利用料支払封筒」で、当月分の月額利用料（ゆうやけ：2000円、ほしぞら：5000円）・前月分のおやつ代・前月分の延長料（ゆうやけのみ、400円/回）を支払います。
- ③ 上記のお金を「利用料支払封筒」に入れて、利用翌月の7日までに保護者の方が直接キッズクラブにお支払いください。
- ④ 領収確認として、封筒の所定の欄にキッズクラブが押印をします。

#### <利用料支払封筒のイメージ>

利用料支払封筒						
	すくすく区分	月額利用料	前月おやつ代 (100円/回)	前月延長料 (400円/回)	支払い額	領収印
4月	ゆうやけ	¥2,000	¥1,500	¥800	¥4,300	キッズ4/10
5月	〃	¥2,000	¥1,000		¥3,000	
6月	〃	¥2,000	¥2,000		¥4,000	
7月	〃	¥2,000	¥1,500		¥3,500	
8月	〃	¥2,000	¥1,500	¥400	¥3,900	
9月	〃	¥2,000	¥1,000		¥3,000	
10月	〃	¥2,000	¥1,500		¥3,500	
11月	〃	¥2,000	¥1,500		¥3,500	
12月	〃	¥2,000	¥2,000		¥4,000	
1月						
2月						
3月						

グレーの欄の金額をキッズクラブで記入してからお渡しします。

キッズクラブが受領日を記載し、領収書印を押します。

2年2組 横浜 花子

### (2) わくわく【区分1】のスポット利用料金等の支払方法

- ① 当月末にスポット利用及びおやつ代の実績をまとめ、翌月の初旬に請求額をお知らせします。
- ② 請求日から5日以内にキッズクラブへ直接お支払いください。領収書をお渡しします。

### (3) プログラム参加の実費徴収

プログラムの申込みと合わせて、費用をお支払いください。お支払い方法は、プログラムの内容と合わせてキッズだよりでお知らせします。

※いずれの場合もお子様が現金を持ってくることはご遠慮ください。必ず保護者の方がお持ちください。

19 警報発表時等の対応について

(1) 警報発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応 <b>【浸水対象外】</b>
学校がある日	登校前	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、<u>学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。</u></p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</u>を行います。</p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p><b>※特別警報発表時は、閉所となります。</b></p>
	登校後	<p>児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</u>を行います。スポット利用以外のわくわく区分のおさんは、基本的には学校での対応となります。</p> <p>なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p><b>※特別警報発表時は、放課後キッズクラブは閉所となります。</b></p>
	放課後	<p>警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の<u>保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u>児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。</p> <p>※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。</p> <p><b>※特別警報発表時は、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。</b></p>
学校がない日	-	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</u>を行います。</p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p><b>※「特別警報」発表時は閉所します。</b></p>

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になりますので、キッズに行く前に必ず電話連絡をし、受け入れ可能になっているかどうかを確認してください。

(2) 公共交通機関の計画運休が発表された場合について※

原則として、すすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR 線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

(3) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に特別警報の発令が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

## 20 ご意見・ご要望等について

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、嶮山小学校放課後キッズクラブまでご相談ください。

## 21 お問い合わせ先

嶮山小学校放課後キッズクラブ  
横浜市青葉区こども家庭支援課  
キッズクラブホームページ

TEL：904-1912 FAX：904-1912  
TEL：978-2345 FAX：978-2422  
<https://www.kenzan-kids.site/>

